

浜松市公告第968号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部商業政策課において縦覧に供する。

平成23年12月28日

浜松市長 鈴木 康友

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGAドン・キホーテ浜松可美店
浜松市南区東若林町11番地1号 外

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所変更

（変更前）東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

有限会社エヌエイオー 取締役 武田 慎也

（変更後）東京都江戸川区東葛西八丁目39番20号

有限会社エヌエイオー 取締役 武田 慎也

- 3 変更年月日

平成23年11月17日

- 4 変更する理由

所有者本店移転の為

- 5 届出年月日

平成23年12月22日